

国・地方自治体・福祉等の分野における
法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会（第3回）に際しての
意見の概要

平成26年 2月 6日

明石市長 泉 房穂

第1 行政連携について

1 情報の共有化（よく知る）

(1) 弁護士会側：「行政連携のお品書き」（自治体との連携に関する整理表）

①全国一覧表の作成（次回分科会までに）

②日弁連と単位会とのキャッチボールの2往復目の実施

（より詳しい単位会情報（課題や連携予定なども含む）の集約）

③日弁連の委員会ごとの集約も（連携の現状と可能性について）

(2) 行政側：アンケートの実施

⇒首長（人事権者）を直接の対象としたアンケート・ヒアリングの実施

（政令市・中核市・特例市の各市長会への働きかけなども）

(3) 自治体弁護士：アンケートの実施、経験交流会などの開催

⇒「公務法曹 連絡協議会」（仮称）の創設の検討

（国や自治体などの行政機関で働く法曹有資格者のネットワーク）

2 自治体支援の実践（汗をかく）

⇒条例制定支援プロジェクトの始動（全国展開）

①大津市「いじめ防止行動計画」策定支援の実績の発信

②他の自治体への支援活動の具体化

（日弁連のみならず、各ブロックでもプロジェクトを始動）

③日弁連の意見書などを参考にしたモデル条例案・運用案の策定

（条例等で実現可能な内容について自治体に具体的に提案）

3 連携組織の創設（つながる）

⇒「行政連携センター」（仮称）の創設（3月の市民フォーラムまでに）

（広報パンフレットの作成、関係機関への周知活動なども）

4 採用の促進（働きかける）

⇒自治体にとってのメリットも多大（活用分野も多種多様）

①単位会ごとの「公務法曹ゼロワンマップ」の作成

②採用促進のための具体的支援策の検討（公務性への配慮など）

③自治体の首長（1742人）に対する採用要請活動の実施（次年度中）

5 人材の養成（育てる）

⇒自治体で活躍できる専門性を有した法曹の養成

①法科大学院（自治体と連携すれば補助金増額）との連携

②「公務法曹養成事務所」（仮称）の整備

第2 施策推進のために

1 発想の転換（チェンジ）

⇒弁護士目線の小さく狭い法曹から、国民目線の大きく広い法曹へ
（貧すれば鈍するではなく、時代の変化に対応できる弁護士会へ）

2 迅速な体制整備（スピード）

⇒日弁連の組織あげての施策推進体制の確立
（事務局機能を担うスタッフの増員、関連予算の増額など）

3 関係機関との連携（ネットワーク）

⇒分科会へのオブザーバー参加の呼びかけ、ヒアリングの実施
（社協、社会福祉士会、精神保健福祉士協会、臨床心理士会など）

4 国民に開かれた議論（オープン）

⇒市民フォーラムの開催
（メディアなども活用した国民への積極的な情報発信）

第3 福祉分野について

1 優先検討テーマの選定

⇒選択と集中により、福祉分野における方針検討の迅速化を図る
（社会的ニーズの高さ・法改正の動き・実現可能性などを総合判断）

- A こども : 児童相談所への配置、スクールロイヤーとしての関与など
- B 成年後見 : 社協への配置、高齢者・障害者の権利擁護への関与など
- C 更生保護 : 地域定着支援センターへの配置、社会復帰支援への関与など
- D 犯罪被害者 : 法テラスとの連携、ストーカー・DV対策への関与など

2 テーマ別の検討チームの設置

⇒早急に論点整理やモデル事業の策定に取りかかる（次回分科会までに）
（関連の専門職団体や日弁連の関連委員会の協力なども得て人選）

3 連携の強化

⇒法律のみならず、福祉や心のケアなども含めた総合的な支援に向けて

①高齢者向けの無料相談会などにおける連携

（遺言の日（4月15日）の全国一斉電話相談会での試行）

②専門職の交流（合同研修会・合同懇親会、総会への来賓出席など）

4 法テラスの積極活用

⇒自治体や福祉関係団体と連携した司法ソーシャルワークの実践

①広報活動の強化（自治体や各種メディアとのタイアップも）

②司法ソーシャルワーク関連予算の重点的確保

③法テラスが更なる責任を果たすための法改正の検討